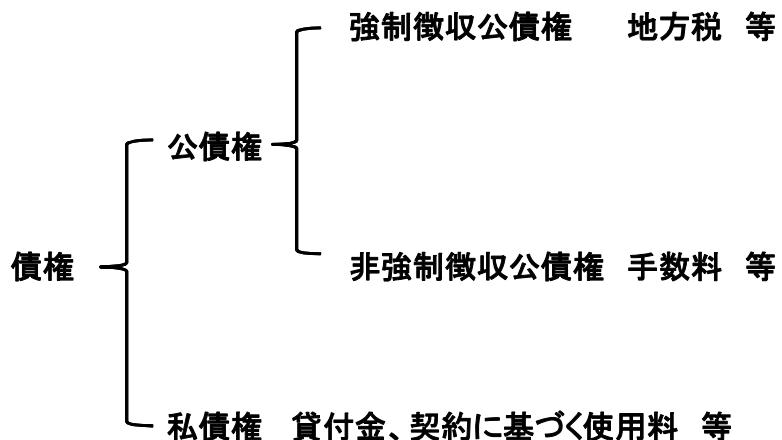


II. 自治体における債権

地方自治法において、自治体の保有する財産は、「公有財産」、「物品」、「債権」及び「基金」の4つに区分されている（地方自治法第237条第1項）。さらに、「債権」は金銭の給付を目的とする普通地方公共団体（自治体）の権利とされている。これは、金銭債権であることを意味している。以上をまとめると以下のとおりである。

	区分	具体例
財 產	公有財産	土地、建物、山林、有価証券、出資による権利 等
	物品	自動車、器具備品 等 (現金・公有財産、基金に属さないもの)
	債権	貸付金、未収入金 等 (金銭債権)
	基金	条例の定めに基づき、特定の目的又は定額の資金を運用するために積み立てられた財産

次に、自治体が保有する債権は、公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因に基づいて発生する「私債権」に区分される。さらに、公債権は、自治体が裁判手続を経ないで自力で執行権を行使して直接強制徴収できる「強制徴収公債権」と、自力執行権がなく裁判所の命令がなければ強制執行できない「非強制徴収公債権」に区分される。これらを図示すると以下のとおりである。



公債権と私債権との区分の基本は、法律の規定に基づいて発生しているか否かである。しかし、法律の規定に基づく債権が全て公法上の債権となるわけではなく、個別判断が必要なものがある。

公債権は、時効が原則5年で時効の援用が不要であり、私債権は、時効が原則10年で時効の援用が必要であるため、両者は債権管理上、大きく性質が異なる。今回の監査対象において、特別会計の貸付金・未収入金は私債権であり、地方税は公債権である。なお、公債権と私債権の主な差異は、次のとおりとなる。

<督促>

公債権：根拠は、地方自治法第231条の3。行政処分であり、行政不服審査の対象となる。自治体が自ら滞納処分できる債権の場合は、滞納処分の前提となる。

私債権：根拠は、地方自治法施行令第171条。行政処分ではない。

<消滅時効の期間>

公債権：原則5年（ただし、他の法律に定めがある場合を除く。）
(地方自治法第236条第1項)

私債権：民事債権は10年、商事債権は5年が原則
(ただし、民法その他の法律で様々な時効期間が定められている。)

<時効の援用>

公債権：時効期間の経過により、債務者による時効の援用を要せずに債権は消滅する。（地方自治法第236条第2項）

私債権：時効期間を経過しても、債務者による時効の援用がなければ債権は消滅しない。（民法第145条）